

迫り装置機構保守点検業務の仕様

1 主旨

契約対象設備を常に良好な状態に保つため、契約条項に基づき保守点検業務を実施するものとする。

2 契約対象設備

新潟市民プラザに設置された迫り装置機構

3 保守点検対象設備

(1) 舞台迫り装置	7 台
(2) 客席迫り装置	3 6 台
(3) 客席椅子昇降装置	3 3 台
(4) 操作盤	1 面
(5) 分電盤	1 面
(6) 動力盤	2 面

4 点検回数

通常点検年 2 回

精密点検年 1 回

5 点検項目

- (1) 舞台迫り装置の外観、動作停止、駆動機器類、構造部材の点検調整
- (2) 舞台迫り装置の停止レベルの点検調整
- (3) 客席迫り装置の外観、動作停止、駆動機器類、構造部材の点検調整
- (4) 客席迫り装置の停止レベルの点検調整
- (5) 客席椅子昇降装置の外観、動作停止、駆動機器類、構造部材の点検調整
- (6) 客席椅子昇降装置の停止レベルの点検調整
- (7) 操作盤の接点、緩み、絶縁の点検
- (8) 分電盤のブレーカー、リレーの動作及び緩み、絶縁の点検
- (9) 動力盤のブレーカー、リレーの動作及び緩み、絶縁の点検
- (10) ピット機械部分及び内部の清掃
- (11) 上記各部の小修理、必要個所への注油等

6 その他

- (1) 点検作業に要する機械、器具、消耗品、雑材料等は全て受託者の負担とする。
- (2) 不時の故障の際、委託者より要請のあった時は、受託者は直ちに要員を派遣し修理点検するものとする。
設備の移設又は改修を必要とする場合の使用部品及び工事費は委託者の負担とする。
- (3) 保守点検等、点検整備を行った場合には、その状況を書面で報告するものとする。

舞台吊物設備保守点検業務の仕様

1 主旨

契約対象物件を常に良好な状態に保つため、契約条項に基づき保守点検業務を実施するものとする。

2 契約対象物件

新潟市民プラザホールに設置された舞台吊物設備

3 保守点検対象設備

(1) 吊物設備	電動式	舞台部	18本
		客席部	12本
	固定式	客席部	4本
(2) シーリング開閉天井			一式
(3) プロセニウムアーチ・補助アーチ			一式
(4) プロセニウム側壁			一式
(5) 制御盤・分電盤			一式
(6) 操作盤・副操作盤			一式

4 点検回数

- 1回目 吊物機構及び電気制御
- 2回目 吊物機構
- 3回目 吊物機構及び電気制御

5 点検項目

- (1) 吊物装置マシンの動作・停止の点検
- (2) 吊物装置のワイヤーロープの伸び、損傷及びクリップ締め点検
- (3) 吊物装置のマシン滑車レール鋼管の損傷点検
- (4) 吊物装置の吊レベル及び舞台幕類の吊高位置調整
- (5) シーリング開閉天井装置マシンの動作・停止の点検
- (6) プロセニウムアーチ・補助アーチ装置マシンの動作・停止の点検
- (7) プロセニウム側壁装置の動作・停止の点検
- (8) 制御盤のブレーカー、リレーの動作及び緩み、絶縁の点検
- (9) 各電動器の電流測定及び絶縁の点検
- (10) 上記各項の小修理、必要箇所への注油等

6 その他

- (1) 点検作業に要する機械、器具、消耗品、雑材料等は全て受託者の負担とする。
- (2) 不時の故障の際、委託者より要請のあったときは、受託者は直ちに要員を派遣し修理点検するものとする。
設備の移設または改修を必要とする場合の使用部品及び工事費は委託者の負担とする。
- (3) 保守点検等、点検整備を行った場合には、書面で報告すること。

舞台音響設備保守点検業務の仕様

1 主旨

契約対象設備を常に良好な状態に保つため、契約条項に基づき保守点検業務を実施するものとする。

2 契約対象設備

新潟市民プラザホールに設置された舞台音響設備

3 点検回数

精密保守点検年2回

4 点検項目

(1) 調整卓

- ①周囲の状況、外観及び損傷の有無
- ②音量調整機能の点検
 - ・ノイズ、ひずみ、発振、調整機能のトラブルの有無
- ③アッテネーター切替スイッチの点検
 - ・ノイズ、ひずみ、発振、調整機能のトラブルの有無
- ④マトリックス回路の機能点検
 - ・ノイズ、もれ、切替機能のトラブルの有無
- ⑤入出力バランスの確認
 - ・VUメーターの調整
- ⑥基盤、配線の点検
 - ・発熱、異音、異臭の有無
 - ・端子の緩み、接触の有無
- ⑦出力制御リレーの点検
 - ・開閉機構、接点の良否
- ⑧電源装置の点検
 - ・発熱、異音、異臭の有無
 - ・電源電圧、保護装置の良否

(2) 電力増幅架

- ①周囲の状況、外観及び損傷の有無
- ②電力増幅器の点検
 - ・電源スイッチ、ヒューズ、ランプ、接続状態の確認
 - ・過熱、異音、異臭の有無
- ③音場補正イコライザー、チャンネルデバイダーの機能点検
- ④電源装置の点検
 - ・発熱、異音、異臭の有無
 - ・電源電圧、保護装置の良否

(3) パッチ盤の点検

- ①入出力ジャック架、スピーカー出力制御盤
- ②入出力ジャック、コネクタ、端子の接続の良否
- ③スイッチ、ボリューム等の調整機能の良否
- ④オートパッチの機能の点検

- ⑤表示装置の点滅の確認
- (4) ワイヤレス受信機
 - ①受信状態の良否
 - ②音質、音量、出力レベルの良否
 - ③アンテナ受信状態の良否
- (5) エコーマシン
 - ①機能の点検
 - ②切替、調節部の良否
 - ③リモートコントロールの良否
- (6) イコライザー
 - ①機能の点検
 - ②表示装置、切替スイッチの良否
- (7) テープレコーダー類
 - ①回転部分、機構の良否
 - ②モニター、ひずみ、損傷の有無
- (8) レコードプレーヤー
 - ①回転部分、機構の良否
 - ②モニター、ひずみ、損傷の有無
 - ③モニター、出力表示装置の良否
- (9) スピーカー
 - ①機能の点検
 - ②取り付けの緩み、ボックス鳴りの有無
- (10) マイクコンセント盤、マイクコンセント
 - ①取り付けの緩み、接触の良否
- (11) スピーカーコンセント盤、スピーカーコンセント
 - ①取り付けの緩み、接触の良否

5 その他

- (1) 点検作業に要する機械、器具、消耗品、雑材料等は全て受託者の負担とする。
- (2) 不時の故障の際、委託者より要請のあったときは、受託者は直ちに要員を派遣し修理点検するものとする。
設備の移設または改修を必要とする場合の使用部及び工事費は委託者の負担とする。
ただし、消耗品（表示灯、パイロットランプ等）の取り替えは受託者の負担とする。
- (3) 保守点検等、点検整備を行った場合には、書面で報告すること。

舞台照明設備・ピンスポット保守点検業務の仕様

1 主旨

契約対象物件を常に良好な状態に保つため、契約条項に基づき保守点検業務を実施するものとする。

2 保守点検対象設備

新潟市民プラザホールに設置された舞台照明設備及びピンスポットライト設備

3 点検回数

- 1回目 舞台照明設備及びピンスポット点検
- 2回目 舞台照明設備

4 点検項目

舞台照明設備

ア 総合動作チェック

- (1) 各フェーダーの動作チェック
- (2) 各押釦スイッチの動作チェック及び表示灯の動作チェック
- (3) フェーダーと調光ユニット及び負荷接続しての動作チェック

イ 各種フェーダー用電流増幅基板の動作チェック

- (1) 電流増幅基板の動作特性のチェック
- (2) 基板間の動作チェック

ウ 調光ユニットの特性調整

- (1) 調光出力特性
- (2) 定電圧特性
- (3) 負荷補償特性

以上を、調光ユニット特性に照らし合わせて調整を行う。

エ 直流電源動作チェック

- (1) 直流電源の出力電源チェック
- (2) 直流電源の定電圧特性チェック

以上を、直流電源の基本特性に照らし合わせて調整を行う。

オ 負荷回路の絶縁試験

- (1) 全負荷回路を500V絶縁測定器にて絶縁チェックを行い、絶縁不良回路に対しては速やかに修理を行う。

カ 配電盤及び操作卓類の清掃

キ 各接続端子部分の締付け箇所のチェック

- (1) 締付け不良の箇所に対しては、速やかに締付ける。

ク 各種コンセント類の点検

- (1) コンセントの差し込み部分が破損及び露出しているものに対しては、速やかに交換修理を行う。

ピンスポットライト精密点検

ア 灯体

- (1) クセノンランプの点検、清掃

- (2) ランプ調整機構の点検、動作調整
- (3) ミラーの点検、清掃、調整
- (4) 熱線反射フィルターの点検、清掃
- (5) 各レンズの点検、清掃
- (6) ズーム機構の点検、動作調整
- (7) シャッター、カッターの点検
- (8) 各スイッチ、パイロットランプの点検
- (9) アーク安定用磁石、同軸コイルの点検、調整
- (10) フロアーの点検
- (11) 端子盤等のビス締め直し、内部配線の点検
- (12) スターター各 부품の点検及び動作点検
- (13) カラーチェンジャーの点検及び動作テスト
- (14) 点灯、投光テスト、調整

イ スタンド

- (1) 上下左右の首振り機構の点検、調整
- (2) 高さ調節機構の点検
- (3) キャスター、スタンド固定ネジの点検
- (4) コード引き込み口、端子盤の点検、ネジの締め直し

ウ 整流器

- (1) 各電気部品の点検（スイッチ、リレー類）
- (2) 各電気部品の点検（トランス、コンデンサ類）
- (3) その他の電気部品の点検、動作テスト
- (4) 各端子盤接続部の締め直し
- (5) 電流調整

5 その他

ア 点検作業に要する機械、器具、消耗品、雑材料等は全て受託者の負担とする。

イ 不時の故障の際、委託者より要請のあったときは、受託者は直ちに要員を派遣し修理点検するものとする。

設備の移設または改修を必要とする場合の使用部品及び工事費は委託者の負担とする。

ただし、各種消耗品（表示灯、パイロットランプ等）の取替え及び電氣的な故障において内部部品に対しては、受託者の負担とする。

ウ 保守点検等点検整備を行った場合には、書面で報告すること。

コンサートグランドピアノ保守点検業務の仕様

1 主 旨

契約対象物件を常に良好な状態に保つため、契約条項に基づき保守点検業務を実施するものとする。

2 契約対象物件

契約の対象となるグランドピアノは次のとおりとする。

- (1) 所在地 新潟市中央区西堀通6番町866番地
新潟市民プラザ
- (2) 機 種 ヤマハコンサートグランドピアノ C F III
- (3) 台 数 1台

3 点検回数

年2回

4 点検内容

- (1) 鍵盤調整
- (2) 鍵盤の高さ調整
- (3) 弦合わせ
- (4) ウイッペン合わせ
- (5) 打弦距離調整
- (6) ジャック前後の調整
- (7) ジャック上下の調整
- (8) ハンマー接近量の調整
- (9) 鍵盤の深さ調整
- (10) ハンマードロップ量の調整
- (11) バックチェックの調整
- (12) レペティションスプリングの調整
- (13) ダンパー調整
- (14) ペダルの調整
- (15) 調律
- (16) 整音